

福井県の下水道



写真：福井県九頭竜川流域下水道事業 南部圧送管改築工事

福井県土木部河川課

上下水道整備・管理グループ

（令和6年度版）

目 次

1.	下水道の役割	1
2.	下水道のしくみ	2
3.	下水道の種類	4
4.	下水道事業の状況	6
5.	福井県内の主な下水道事業	9
6.	九頭竜川流域下水道事業	15
7.	下水道計画	17
8.	災害対応力の強化	18
9.	下水道PR活動	21
10.	資料	28
(1)	県内市町別の汚水処理人口・下水道処理人口普及率（令和5年度末）	28
(2)	福井県の下水汚泥リサイクル率（令和5年度末）	31
(3)	福井県内の下水道事業の概要 （公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道）	32
(4)	福井県における下水道の歴史	34



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

1. 下水道の役割

下水道は、以下の4つの役割によって水環境に大きく貢献しております。

①. 生活環境の改善

汚水を速やかに排除することで、悪臭や、蚊・ハエの発生を防ぎます。

水洗トイレが使えるようになり、衛生的で快適な生活が営めます。

②. 雨水の排除（浸水の防除）

雨水を速やかに排除することで、生命や財産を守ります。

③. 公共用水域の水質保全

汚水を処理することで、河川や海の水質を保全します。

④. 資源の有効利用

汚水の処理によって発生する下水汚泥等の資源・エネルギーを有効利用し、省エネルギー・リサイクル社会の実現をすすめます。



① 生活環境の改善



③ 公共用水域の水質保全



② 雨水の排除（浸水の防除）



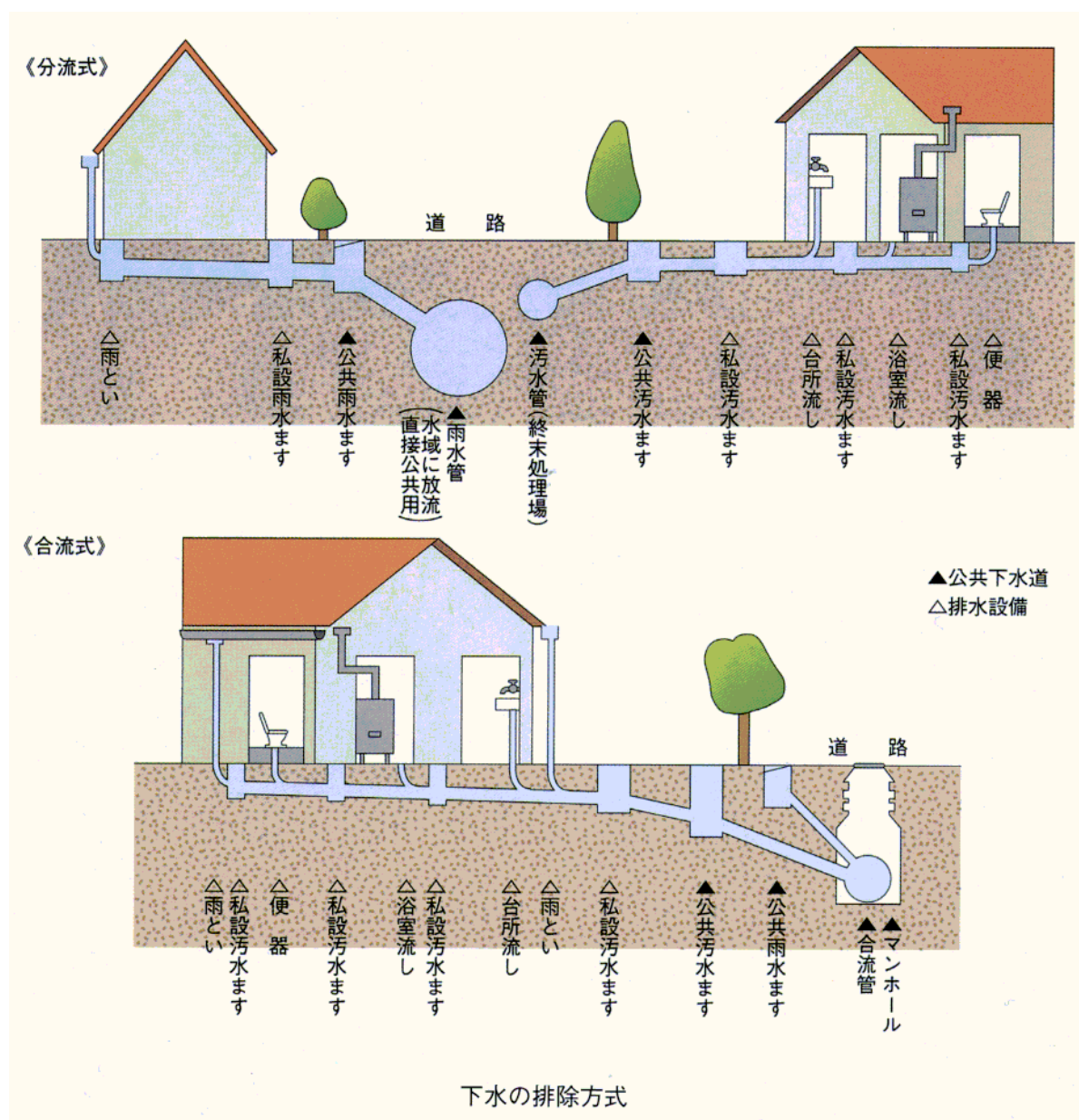
④ 資源の有効利用

2. 下水道のしくみ

下水道施設は、管路施設（管きょ、マンホールなど）ポンプ場、処理場から構成されています。一般家庭、工場、事業所から排水される汚水は、各家庭や工場に設けられている排水設備から汚水ますに流れ込み、污水管を通じて処理場へ流入し、処理された後、公共用水域に放流されます。

（１）管きょ

下水の排除方式は、汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する分流式と汚水と雨水を同一の管渠系統で排除する合流式があります。近年の下水道では、公共用水域の水質保全における下水道の役割が重視されるようになり、分流式を採用しており、既存の合流式においては改善事業を実施しました。



(2) ポンプ場

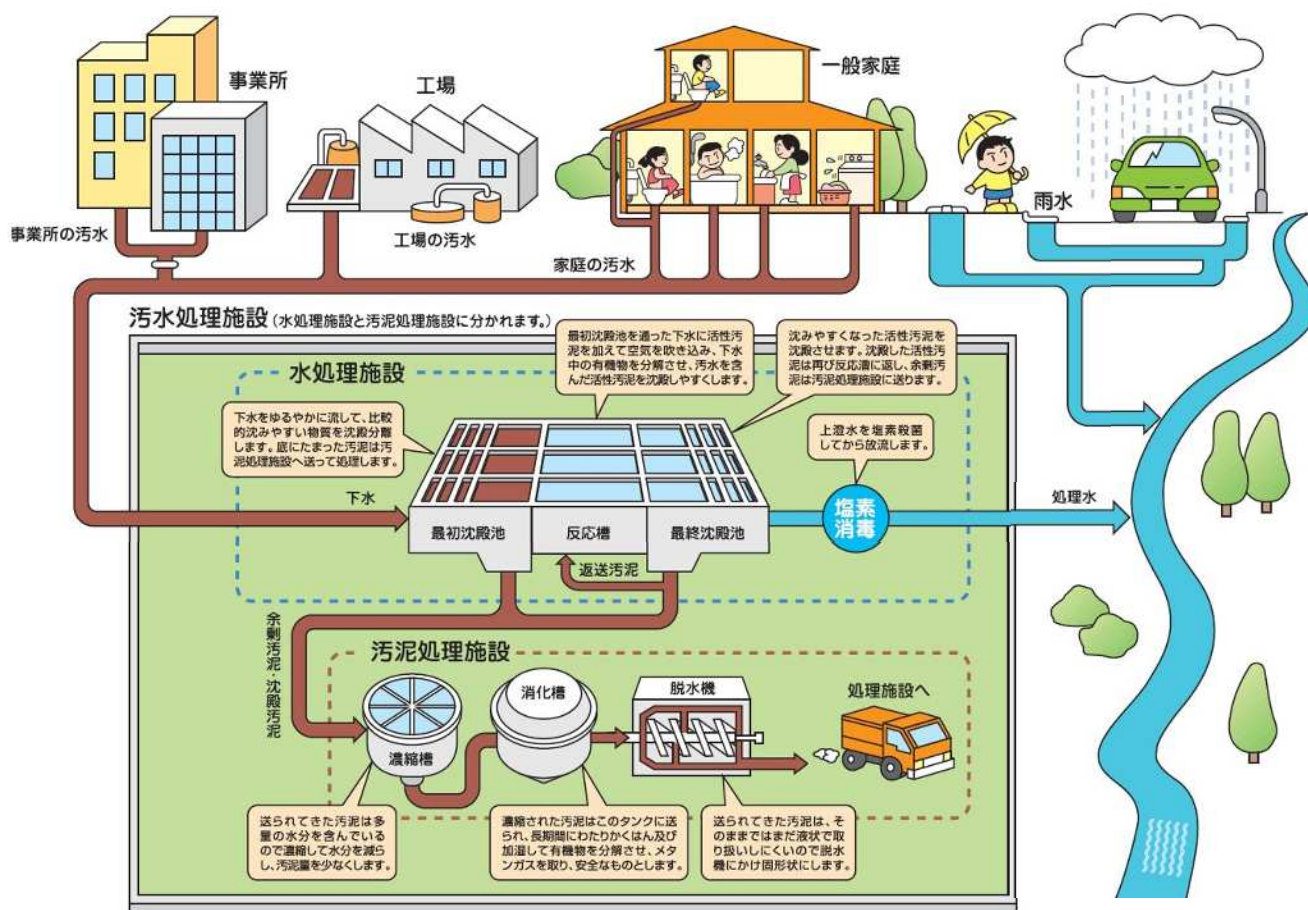
管きょは、原則的に自然流下により下水を集め運搬するよう勾配がつけられているため、一般的に下流になるほど深く埋設されます。

管きょの埋設深さがある程度以上深くなると費用および管理の面から不利になるため、ポンプ場を設置して下水を汲み上げ、管きょの埋設深さを浅くします。

(3) 終末処理場（浄化センター）

終末（污水）処理場は、水処理施設と汚泥処理施設に分かれており、個々の処理施設の組み合わせとその配列は、それぞれの処理場の置かれている諸状況を考慮して決定しています。

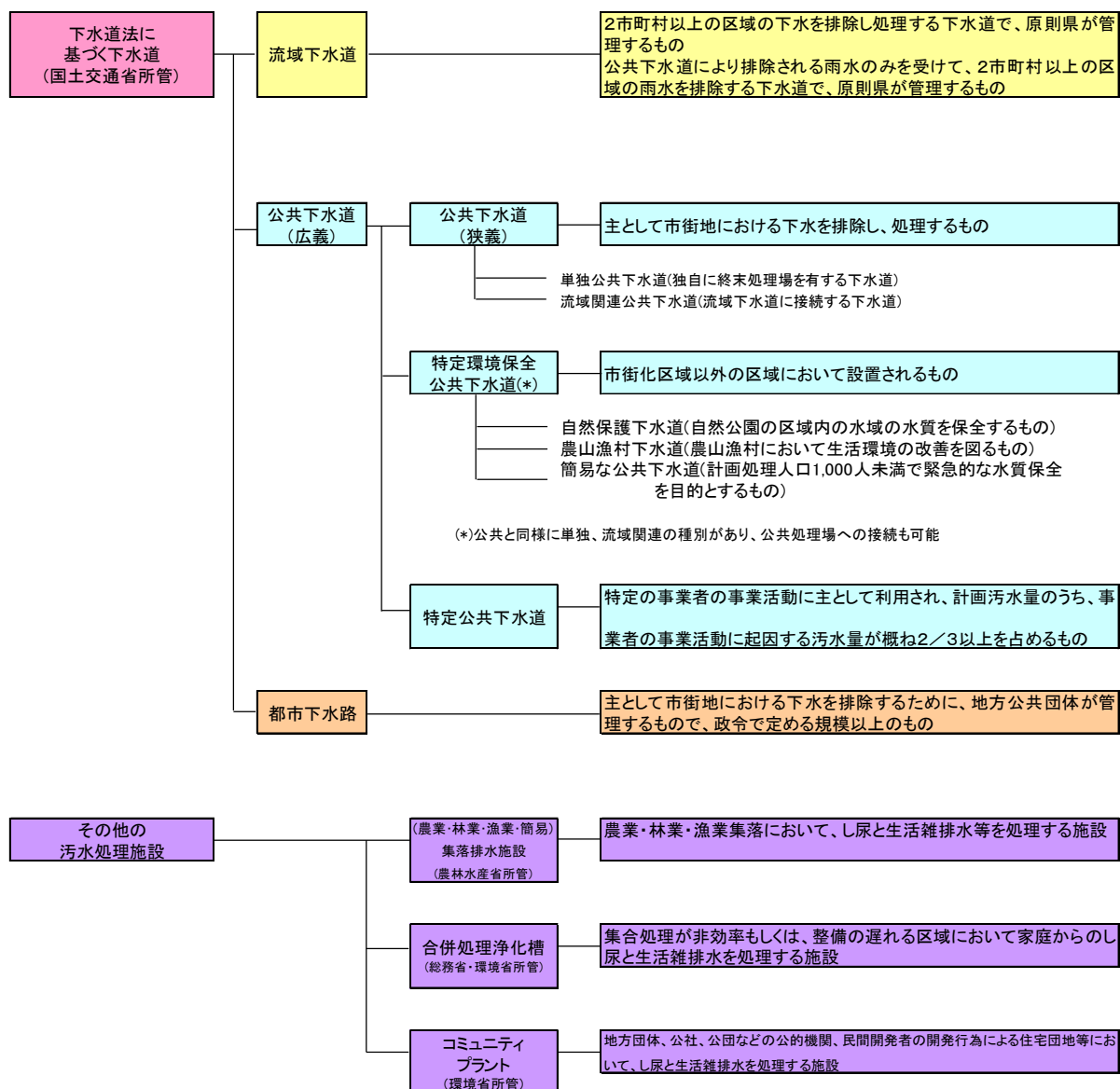
日本の污水处理施設はほとんど生物処理法であり、生物処理法は浮遊生物法と固着生物法（生物膜法）に分けられ、下水処理場の多くは標準活性汚泥法を採用しています。

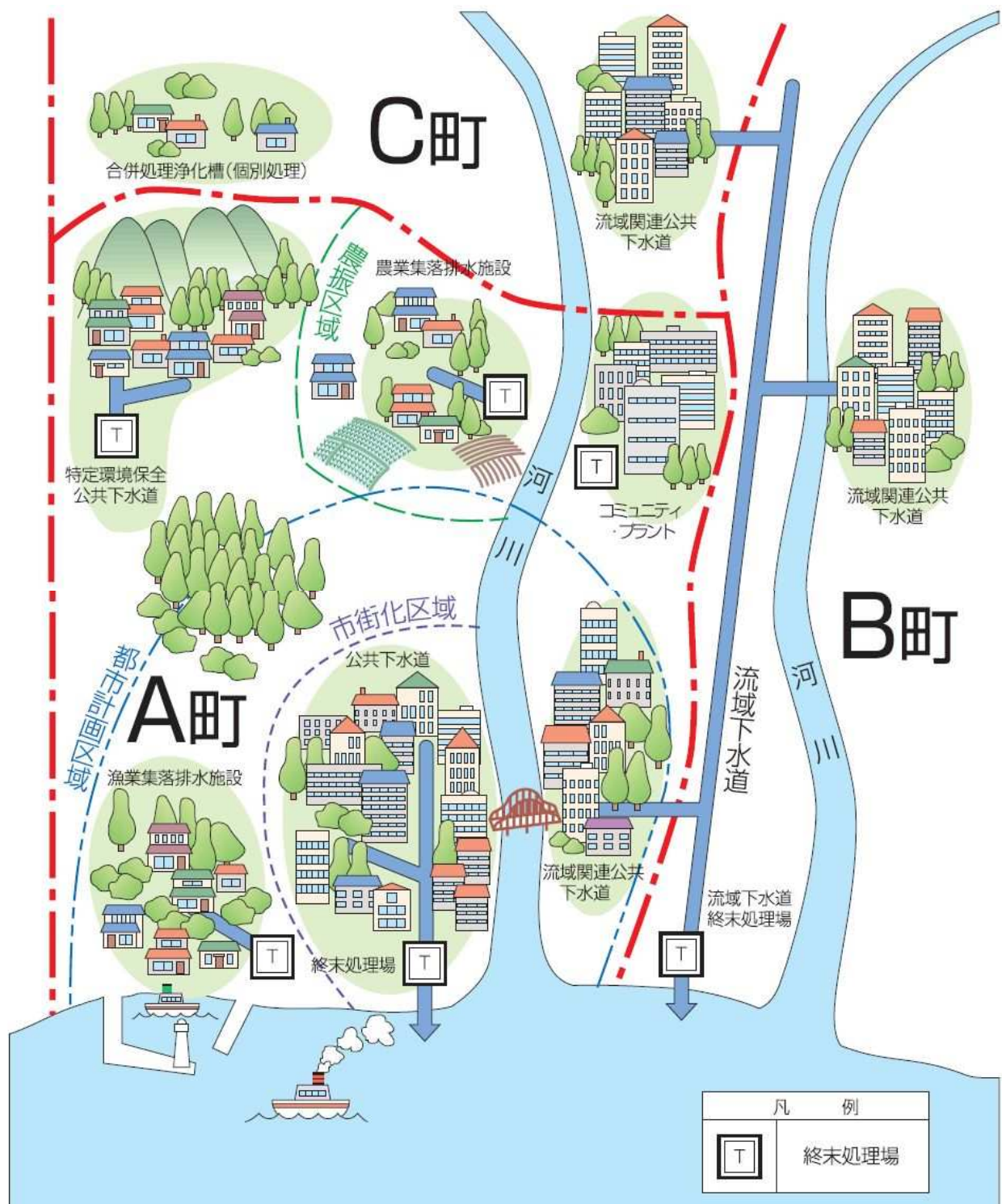


終末処理施設（標準活性汚泥法）

3. 下水道の種類

一般に下水道と呼ばれているものは整備対象とする区域ごとに目的や事業規模が異なり、以下のように「下水道法に基づく下水道」と「その他の汚水処理施設」に区分されます。





污水处理施設整備概念図

4. 下水道事業の状況

本県の下水道整備は、県内17市町全てで下水道計画を持っており、九頭竜川流域下水道事業（県）のほか、9市4町1事務組合で公共下水道事業（流域下水道関連を含む）、3市6町で特定環境保全公共下水道事業（公共下水道事業関連を含む）を実施しています。

また、9市8町1事務組合全てで供用を開始していますが、令和5年度末の下水道処理人口普及率は83.7%となっており、今後も県と市町との連携を密にして、整備を推進していきます。

（１）流域下水道

本県では、竹田川流域（九頭竜川支川）における、関係市（福井市の一部、あわら市、坂井市）の広域圏行政の一環として九頭竜川流域下水道事業を計画し、昭和52年（1977年）から事業に着手、昭和57年（1982年）7月に坂井市（旧三国町）で供用を開始しました。その後順次供用を開始し、平成元年（1989年）からは全市で処理を行っています。

また、平成8年度（1996年）からは、汚濁（富栄養化）の進む北潟湖の水質保全を目的とし、北潟湖流域を編入しました。

（２）公共下水道

本県では、9市4町1事務組合で公共下水道事業（流域関連を含む）を実施しており、すべての市町、事務組合で供用を開始しています。

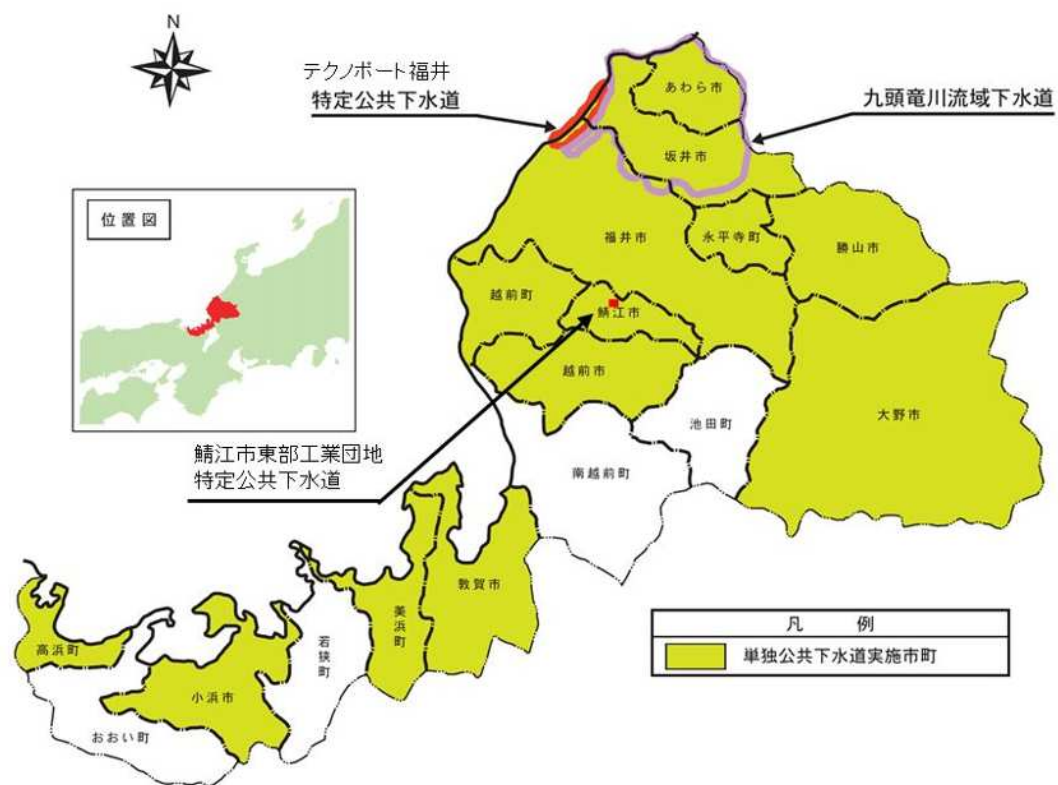
（３）特定環境保全公共下水道

本県では、3市6町で特定環境保全公共下水道事業（公共関連を含む）を実施しており、すべての市町で供用を開始しています。

（４）特定公共下水道

本県では、福井臨海工業地帯（テクノポート福井）の工場排水処理を目的として、昭和48年（1973年）に福井臨海特定公共下水道を計画し、平成4年（1992年）度より福井県企業庁（現 産業労働部公営企業課）においてテクノポート福井造成事業の一環として事業を行い、平成5年（1993年）12月から供用を開始しています。

また、鯖江市においても昭和49年（1974年）10月から供用を開始しています。



下水道実施状況図

令和6年12月末現在

市町等の公共下水道整備状況

市町等名	公共下水道		特定環境保全公共下水道		特定公共下水道	備考
	単独	流域関連	単独	公共関連		
福井市	●	●	●			
敦賀市	●					
小浜市	●					
大野市	●					
勝山市	●					
鯖江市	●			●	●	
あわら市		●				
越前市	●			●		
坂井市	● (五領川事務組合含む)	●				
永平寺町	● (五領川事務組合含む)		●			
池田町			●			
南越前町			●			
越前町	●		●	●		
美浜町	●					
高浜町	●					
おおい町			●			
若狭町			●			
五領川公共下水道事務組合	● (坂井市、永平寺町)					
テクノポート福井					● (福井市、坂井市)	
合計	14		9		2	

●供用中

※合計の欄の数値は、市町及び事務組合の数を示す。

5. 福井県内の主な下水道事業

1) 生活環境の改善・公共用水域の水質保全

(1) 未普及対策の推進

生活環境の改善や公共用水域の水質保全のため、下水道の整備を進めています。



未普及工事【敦賀市】



未普及工事【あわら市】

（２）老朽化対策の推進

故障によるトラブルを未然に防ぐため、ストックマネジメント計画に基づく、点検・調査、改築を実施しています。

※ストックマネジメント計画（県内全自治体がストックマネジメント計画を策定済み）とは、下水道施設全体の施設管理を最適化することを目標に、今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位をつけたうえで、施設の点検・調査、改築計画を同時に定めたものです。



美浜町浄化センター老朽化対策工事（中央監視）【美浜町】



高浜町せーらぎランド老朽化対策工事【高浜町】

(3) 地震・災害対策の推進

大規模な地震に備え、ポンプ場・処理場・管路施設の耐震化工事を実施しています。また、下水道BCP（災害時に下水道機能の継続・早期回復を図るための計画）を策定し、被害の最小化を図る「減災対策」に取り組んでいます。



金津幹線耐震工事【九頭竜川流域下水道】



蓮ヶ浦汚水管渠布設替工事（災害復旧）【あわら市】

(4) 広域化・共同化の推進

効率的な下水道事業の運営を図るため、汚水処理施設の統廃合（下水道同士だけでなく、農業集落排水等も含む）の推進や、市町の枠を超えた共同化の検討を進めています。

県内すべての自治体を取りまとめた「福井県汚水処理広域化・共同化計画」を、令和5年3月に策定しました。 ※福井県 HP 参照 <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/g-osui/001.html>

(5) 水質改善の推進

湖沼・海域等の公共用水域の水質環境基準を達成・維持するため、窒素やリンといった富栄養化の原因物質等を多量かつ確実に除去できる高度な処理方法により、必要な放流水質を確保しています。

本県では、閉鎖性水域の水質保全を図るため敦賀市（敦賀湾の水質保全）と若狭町（旧三方町）（三方五湖の水質保全）と高浜町（若狭湾東部海域の水質保全）において高度処理を実施しています。テクノポート福井（日本海の水質保全）では、工場排水の難分解性COD対策を行っています。

2) 雨水の排除（浸水の防除）

（1）浸水対策の推進

近年、多発する集中豪雨に対応するため、雨水を排除するポンプ能力の向上や、雨水管きよの整備を推進しています。

また、減災対策として、流域治水の取組みや耐水化対策、内水ハザードマップの作成を推進しています。



雨水渠（開削）整備工事【小浜市】



三谷川流域浸水対策 大蓮寺バイパス幹線整備工事【勝山市】

3) 資源の有効利用

(1) 資源利用の推進

下水汚泥は、肥料やバイオガス（消化ガス）、汚泥燃料等の多様な資源として活用できる「日本産資源」です。福井県内では肥料（コンポスト）やセメント原料、建設資材等としてリサイクルしています。

6. 九頭竜川流域下水道事業

1 概要

九頭竜川流域下水道事業は、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を目的に、福井市の一部（森田地区他）、あわら市および坂井市を処理区域として昭和52年（1977年）度から事業に着手し、昭和57年（1982年）度から一部供用を開始しています。現在は、老朽化が進んだ施設の改築や地震対策を行っています。また、関係市において下水道の整備を進めており、流域下水道としての令和5年（2023年）度末の下水道処理人口普及率は99.0%となっています。

2 計画および整備状況

計画目標年次		全体計画	整備状況
令和12年（2030年）		令和5年（2023年）度末	
概要	関係市名（供用開始年） □は処理場所在地	福井市（\$82.8） あわら市 旧芦原町（\$59.7） 旧金津町（\$60.10） 坂井市 旧三国町（\$57.7） 旧春江町（\$62.4） 旧丸岡町（H1.4） 旧坂井町（H1.4）	同 左
	処理面積	5,464ha	4,645ha
	処理人口	124,530人	131,018人
	計画汚水量	74,429m ³ /日最大	76,200m ³ /日最大 （現有処理能力）
	管渠延長	73.9km	73.9km
	中継ポンプ場	8箇所 〔竹田川、兵庫川、片川 芦原、春江、北湯〕	同 左
	接続点数	32箇所	同 左
	処理場敷地面積	14ha	同 左
	処理方法	標準活性汚泥法	同 左
	放流先（環境基準値）	一級河川九頭竜川（B-I）	同 左



九頭竜川浄化センター 主要施設配置図

① 場内ポンプ場	⑥ 汚泥処理棟	⑪ 放流ポンプ棟
② 分配槽	⑦ 汚泥濃縮タンク	⑫ 消化ガス発電機
③ 管理本館	⑧ 汚泥濃縮棟	
④ 水処理棟	⑨ 消化タンク	
⑤ 減菌・砂ろ過棟	⑩ ガスタンク	



管渠施設（幹線）

①	北部幹線	⑤	金津幹線	⑨	北部圧送幹線
②	南部幹線	⑥	春江幹線	⑩	南部圧送幹線
③	坂井幹線	⑦	丸岡幹線	⑪	北潟幹線
④	芦原幹線	⑧	西部幹線		

7. 下水道計画

計画・構想の状況

流域別下水道整備総合計画（流総計画）

県内各所にある水質環境基準を保全もしくは達成するため、嶺北地方における「九頭竜川流総計画」と嶺南地方の「若狭湾流総計画」の2つの流総計画があります。

都道府県構想

令和元年7月に、未整備地区における污水处理施設の早期概成や、既整備地区の効果的な改築・運営管理を目指した今後の各市町の污水处理施設整備について取りまとめた「福井県内の污水处理施設整備の現状と見通し2019」を策定しています。

下水污泥処理計画

下水道の普及拡大に伴い年々増加する下水污泥を自然環境への負荷を低減し有効な資源として利活用するため、平成15年3月に「福井県下水污泥処理総合計画」を策定しています。

広域化・共同化計画

污水处理施設の事業運営は、人口減少に伴う使用料収入の減少や、職員数の減少、施設老朽化に伴う大量更新期の到来等により、その経営環境は厳しさを増していることから、より一層の効率的な事業運営を行うため、令和5年3月に「福井県污水处理広域化・共同化計画」を策定しています。

8. 災害対応力の強化

1) 災害時における下水道施設の復旧支援協定を締結

近年の広範囲にわたる災害において、県および市町・組合が自らだけでは対応できない場合に、高い技術力と豊富な災害支援の経験を有する下水道関係協会等から支援を受け、施設の早期復旧を図ることを目的とし、**令和2年6月15日に福井県および17市町・1事務組合が一括で災害支援協定を締結**しました。

《協定名および締結先と支援内容》

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」

- ① 公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
- ② 公益社団法人 福井県下水道管路管理業協会

支援内容：下水道管路施設の応急復旧に必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

「災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定」

- ③ 公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会中部支部
- ④ 一般社団法人 福井県測量設計業協会

支援内容：下水道施設の応急復旧対策検討、災害査定資料作成等

災害時 下水道復旧で協定
管理業協会 県、17市町などと

下水道管の維持管理会社など全国五百六十二社でつくる日本下水道管路管理業協会と県、十七市町、坂井市と永平寺町でつくる五領川公共下水道事務組合などは十五日、災害時に下水道の早期復旧を図る支援協定を締結した。大雨や台風、地震などで下水道に大規模な被害が出た際、各市町は県内外の業者から応援を受けられる。

協会と都道府県の全市町が一括で協定を結ぶのは全国で六道県目。県庁で調印式があり、大槻英治県土木部長と協会の代表者らが協定書を取り交わした。大槻部長は「災害時に一日も早く衛生面の心配がなくなるようお願いしたい」と述べた。

県内では二〇〇四（平成十六）年の福井豪雨で、福井市の下水道施設に被害があった。昨年は台風19号で長野県など各地で下水道に

甚大な被害が出た。小規模な被害なら市町と地元の業者などで対応。人員や機材が不足すれば、協定に基づき、県内十五社でつくる県下水道管路管理業協会と、測量会社など四十社でつくる県測量設計業協会に支援を要請する。

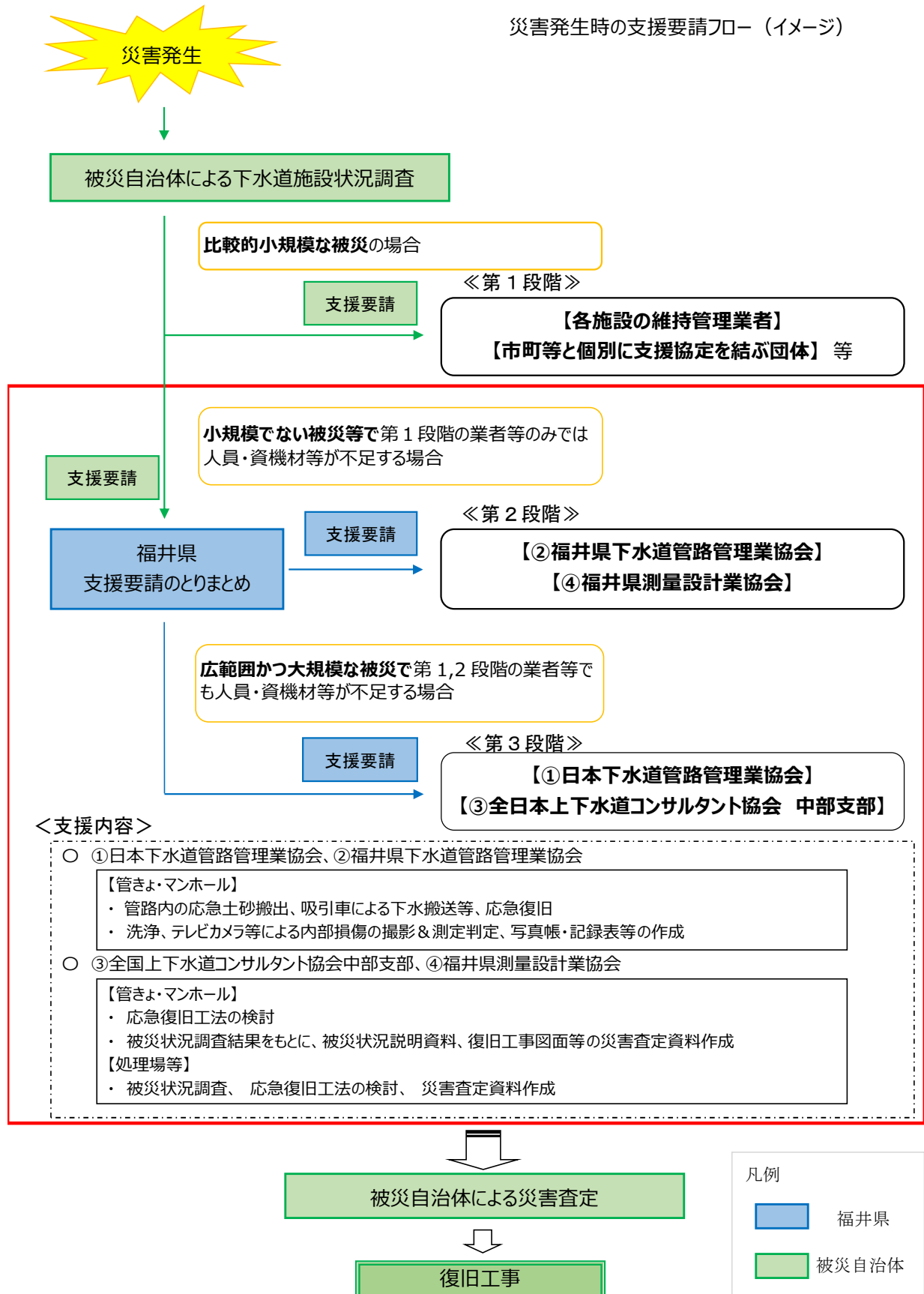
さらに大規模な被害の場合は日本下水道管路管理業協会と、三十一社が加盟する全国上下水道コンサルタント協会中部支部に県外からの応援を求める。

（今井智文）

災害復旧の協力協定書を交わした県と下水道管理の団体代表者ら（県庁で）



令和2年6月16日（火）
県民福井 掲載記事



2) 下水道災害時合同防災訓練の実施

「福井県汚水処理広域化・共同化計画」に基づき、災害対応に関する知識の向上を目的とした研修会を実施しました。

(1) 下水道研修会 (令和6年11月20日(木) 10:00~15:30)

(公財)下水道公社の災害実施訓練の見学および管路一次調査の説明・実習を行いました。



9. 下水道PR活動

9月10日は「下水道の日」

「下水道の日」は、昭和36年、著しく遅れている下水道の全国的な普及を図る必要があることから、このアピールを全国的に展開するため、「全国下水道促進デー」として始められました。

21世紀のスタートにあたる平成13年、旧下水道法が制定された明治33年から100年を迎え、その記念行事が行われたことなどから、より親しみのある名称として「下水道の日」に変更されました。

「下水道の日」が9月10日と定められたのは、下水道の大きな役割の一つである「雨水の排除」を念頭に、立春から数えて220日目にあたり、台風シーズンであるこの日が適当であるとされたことによります。

下水道事業について、県民の理解と協力を得ることを目的に下記のような啓発活動を実施しています。

(1) 下水道パネル展

使った水がどうやってきれいになるのか紹介する「下水道のしくみ」、雨が降った時の下水道の役割をアニメ風に紹介する「キャプテン・ゲスイの冒険」、県内の「マンホールカード」のパネル、福井市と勝山市の“デザインマンホール”を展示しました。

1. 県庁ホール（県庁1階）

令和6年8月26日（月）～8月30日（金）



下水道パネル展【県庁ホール】

(2) 各種イベント

【福井市】

「福井市上下水道展～水道100周年記念イベント～」令和6年7月28日（日）



マンホール1コンテスト



マンホール展示

【大野市】

「汚水処理施設見学・啓発イベント」令和6年9月14日（土）



下水処理施設見学・啓発イベント

【越前市】

「災害・水循環に関するイベント」令和6年5月25日（土）



災害パネル



水循環教材

【若狭町】

「下水道の日パネル展」令和6年9月5日（木）～9月11日（水）



下水道のパネル展示（パレア若狭）

若狭町制20周年記念イベント「わかさSDGsウィーク」令和6年10月13日（日）



デザインマンホール作品表彰式

デザインマンホール
小学生の部 最優秀賞



デザインマンホール
中学生の部 最優秀賞



コンクール最優秀賞作品



統一マンホールデザイン発表



統一マンホール写真（展示用）

(3) 下水道マンホールカードの配布

県内6自治体において、下水道のデザインマンホールをカード化した、マンホールカードを無料配布しています。

(マンホールカード配布自治体：福井市、敦賀市、大野市、勝山市、越前市、高浜町)

【福井市】

福井市上下水道局経営部 経営管理課 (上下水道局庁舎 3 階)

福井市大手 3-13-1

電話 0776-20-5615

平日の 8:30~17:15 に配布します。

ただし、年末年始はお休みです。



【福井市】

福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並の南側チケット売り場

電話 0776-41-2330

9:00~16:30 に配布します。ただし、年末年始はお休みです。



【勝山市】

長尾山総合公園管理事務所 (勝山恐竜の森内チャマゴンランド)

電話 0779-88-8777

9:00~17:00 に配布します。ただし、年末年始はお休みです。



【勝山市】

道の駅恐竜溪谷かつやま

電話 0779-89-2234

9:00~17:00 に配布します。

ただし、第 2、第 3 火曜日定休日、

12 月 30 日~1 月 1 日はお休みです。



【大野市】

本願清水イトヨの里 福井県大野市糸魚町 8-44

電話 0779-65-5104

9:00~17:00 に配布します。

ただし、月曜日、国民の祝日の翌日、

年末年始はお休みです。



【越前市】

越前和紙の里卯立の工芸館 越前市新在家町 9-21-2

電話 0778-43-7800

9:30~17:00 に配布します。

ただし、火曜日、年末年始はお休みです。



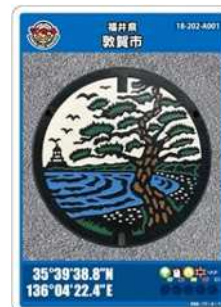
【敦賀市】

敦賀鉄道資料館 敦賀市港町 1-25

電話 0770-21-0056

9:00~17:00 に配布します。ただし、水曜日

(祝日の場合は翌平日)、年末年始はお休みです。



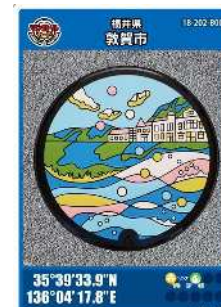
【敦賀市】

人道の港敦賀ムゼウム 敦賀市金ヶ崎町 23-1

電話 0770-37-1035

9:00~16:30 に配布します。ただし、水曜日

(祝日の場合は翌平日)、年末年始はお休みです。



【高浜町】

高浜町上下水道お客様センター

(高浜町上水道センター2階) 高浜町東三松 34-3-1

電話 0770-72-3611

9:00~17:00 に配布します。



【自治体 HP リンク先 一覧】

福井市：<http://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/gesui/gesuiproject/mcard.html>

敦賀市：https://www.city.tsuruga.lg.jp/about_city/news_from_division/suidobu/gesuido/manho-rucard_haifu.html

大野市：http://www.city.ono.fukui.jp/kurashi/kankyo-sumai/gesui/gesuido/jigyo/manhole_card.html

勝山市：<https://www.city.katsuyama.fukui.jp/soshiki/17/324.html>

越前市：<https://www.city.echizen.lg.jp/office/070/030/manhole.html>

高浜町：<https://www.town.takahama.fukui.jp/page/jyousuidou/p006274.html>

<マンホールカード配布場所位置図>



10. 資料

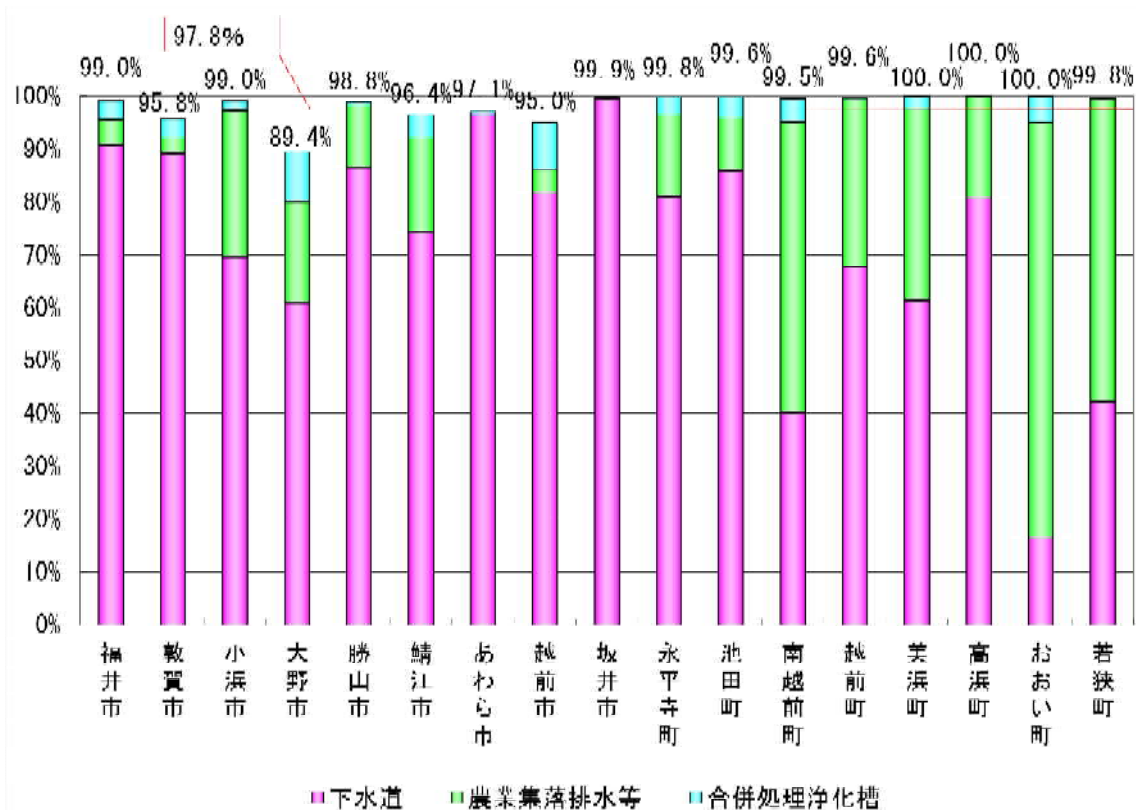
(1) 県内市町別の汚水処理人口・下水道処理人口普及率（令和5年度末）

汚水処理人口普及率は、行政人口に占める下水道、集落排水、合併処理浄化槽の各汚水処理施設の利用可能な人口の割合を示したものです。

下水道処理人口普及率は、行政人口に占める下水道の利用可能な人口の割合を示したものです。

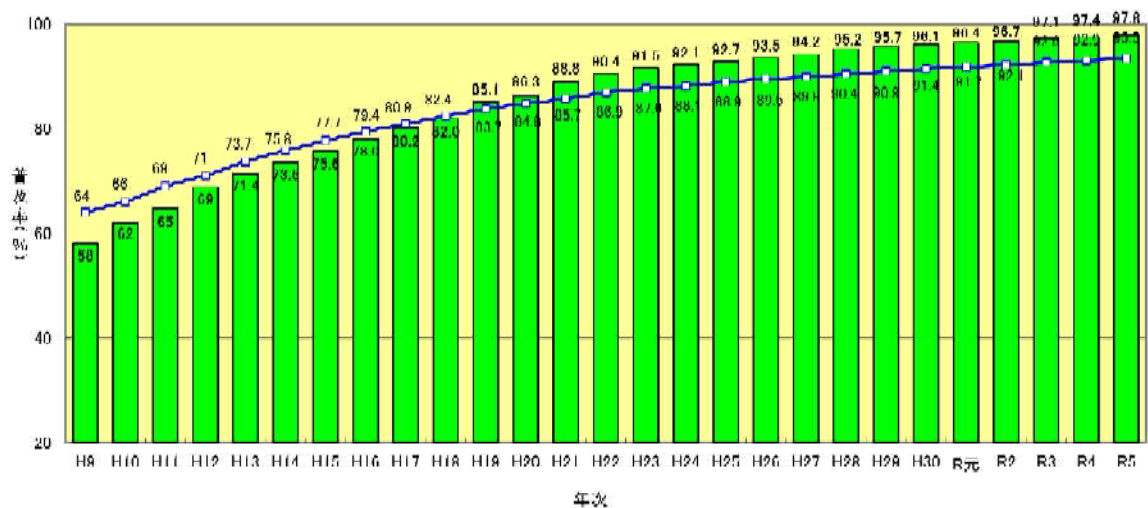
表－1 市町別の汚水処理人口普及率

市町名	総人口 R6.3.31現在	汚水処理 人口	汚水処理 人口普及率	下水道		農業集落 排水施設等		合併処理 浄化槽		うち 浄化槽市町 村整備推進 事業等分	うち 浄化槽設置 整備事業分	うち 左記以外分	コミュニティプ ラント	
	(人)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
福井市	254,502	252,070	99.0%	231,063	90.8%	12,143	4.8%	8,864	3.5%	385	7,369	1,110	0	0.0
敦賀市	62,531	59,878	95.8%	55,691	89.1%	1,886	3.0%	2,301	3.7%	0	2,301	0	0	0.0
小浜市	27,847	27,582	99.0%	19,370	69.6%	7,711	27.7%	501	1.8%	0	392	109	0	0.0
大野市	30,204	26,997	89.4%	18,381	60.9%	5,758	19.1%	2,858	9.5%	16	2,263	579	0	0.0
勝山市	21,307	21,041	98.8%	18,422	86.5%	2,481	11.6%	138	0.6%	0	138	0	0	0.0
鯖江市	68,221	65,768	96.4%	50,658	74.3%	12,130	17.8%	2,980	4.4%	482	2,498	0	0	0.0
あわら市	26,441	25,676	97.1%	25,522	96.5%	0	0.0%	154	0.6%	0	12	142	0	0.0
越前市	80,173	76,145	95.0%	65,603	81.8%	3,317	4.1%	7,225	9.0%	1,036	6,166	23	0	0.0
坂井市	88,666	88,560	99.9%	88,116	99.4%	266	0.3%	178	0.2%	0	0	178	0	0.0
永平寺町	17,754	17,721	99.8%	14,377	81.0%	2,740	15.4%	604	3.4%	0	0	604	0	0.0
池田町	2,230	2,222	99.6%	1,913	85.8%	227	10.2%	82	3.7%	82	0	0	0	0.0
南越前町	9,562	9,512	99.5%	3,827	40.0%	5,261	55.0%	424	4.4%	54	367	3	0	0.0
越前町	19,960	19,874	99.6%	13,509	67.7%	6,275	31.4%	90	0.5%	0	40	50	0	0.0
美浜町	8,753	8,753	100.0%	5,365	61.3%	3,173	36.3%	215	2.5%	62	0	153	0	0.0
高浜町	9,637	9,636	100.0%	7,773	80.7%	1,862	19.3%	1	0.0%	0	1	0	0	0.0
おおい町	7,710	7,707	100.0%	1,263	16.4%	6,059	78.6%	385	5.0%	16	0	369	0	0.0
若狭町	13,499	13,471	99.8%	5,685	42.1%	7,743	57.4%	43	0.3%	0	31	12	0	0.0
福井県計	748,997	732,613	97.8%	626,538	83.7%	79,032	10.6%	27,043	3.6%	2,133	21,578	3,332	0	0.0



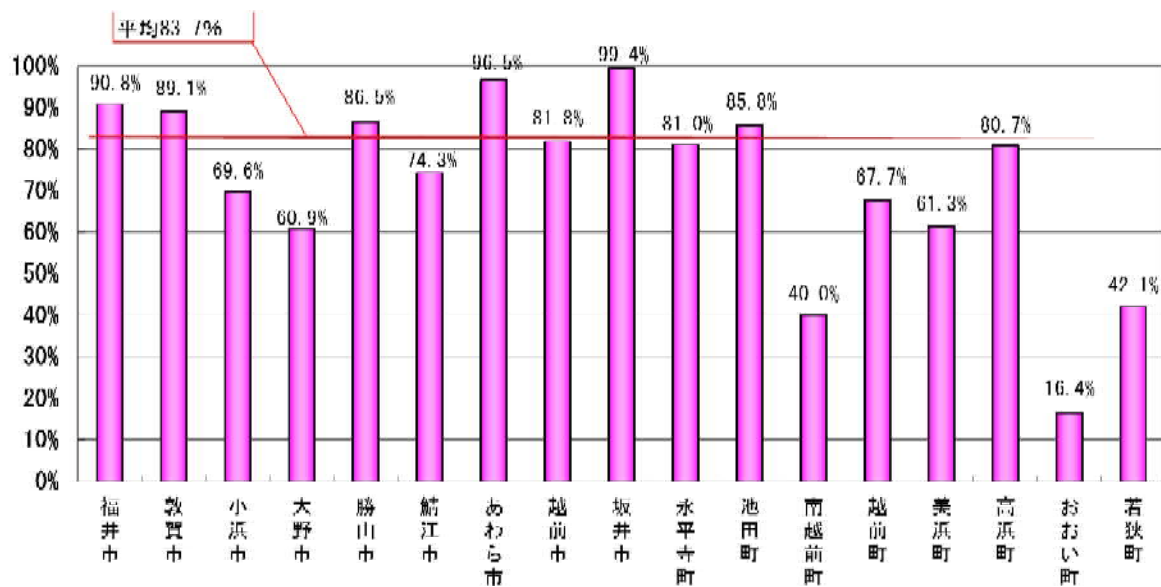
汚水処理人口普及率は、行政人口に占める下水道、集落排水、合併処理浄化槽の各汚水処理施設の利用可能な人口の割合を示したものです。

図－１ 県内市町別の汚水処理人口普及率（令和５年度末）

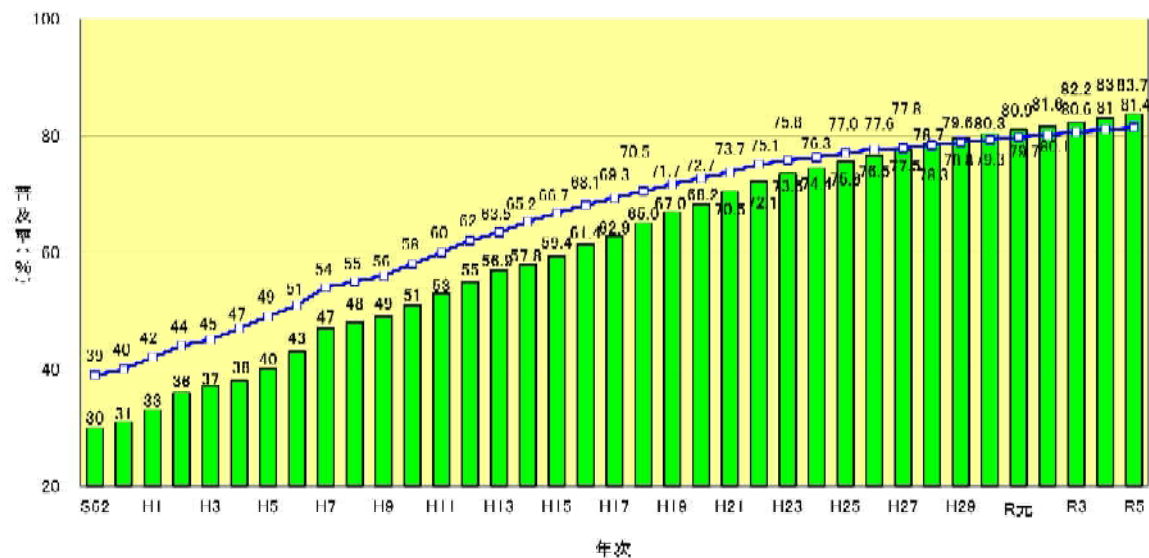


青の折れ線グラフ：全国の推移、緑の棒グラフ：福井県の推移

図－２ 汚水処理人口普及率の推移（令和５年度末の普及率：全国９位）



図－３ 県内市町別の下水道処理人口普及率（令和５年度末）



青の折れ線グラフ：全国の推移、緑の棒グラフ：福井県の推移

図－４ 下水道処理人口普及率の推移（令和５年度末の普及率：全国１３位）

(2) 福井県の下水汚泥リサイクル率（令和5年度末）

表－2 各処理場の下水汚泥リサイクル率（県84.4％）

市 町 名	処 理 場 名	汚 泥 量							下水汚泥 リサイクル率
		含水率 (%)	脱水ケーキ (t)			DS換算 (t)			
			全量 (t)	埋立処分 (t)	有効利用 (t)	全量 (t)	埋立処分 (t)	有効利用 (t)	
県	九頭竜川浄化センター	79.1%	5,456.3	0.0	5,456.3	1,140.4	0.0	1,140.4	100.0%
県	テクノポート浄化センター	78.3%	1,762.0	257.7	1,504.3	382.3	55.9	326.4	85.4%
福井市	境浄化センター	日野川浄化センターに送泥							
	日野川浄化センター	78.8%	10,136.2	1,255.2	8,881.0	2,148.9	266.1	1,882.8	
	鷹巣浄化センター	83.6%	114.8	83.1	31.7	18.8	13.6	5.2	
	清水東部環境センター	81.2%	136.6	136.6	0.0	25.7	25.7	0.0	
	清水西部環境センター	82.4%	194.3	194.3	0.0	34.2	34.2	0.0	
	美山浄化センター	81.0%	62.7	0.0	62.7	11.9	0.0	11.9	
	小 計		10,644.5	1,669.2	8,975.4	2,239.5	339.6	1,899.9	84.3%
敦賀市	天筒浄化センター	75.6%	5,459.9	0.0	5,459.9	1,332.2	0.0	1,332.2	100.0%
小浜市	小浜浄化センター	74.0%	1,373.6	0.0	1,373.6	357.1	0.0	357.1	100.0%
大野市	大野市下水処理センター	79.7%	492.3	0.0	492.3	100.2	0.0	100.2	100.0%
勝山市	勝山浄化センター	83.3%	1,197.4	0.0	1,197.4	200.0	0.0	200.0	100.0%
鯖江市	鯖江環境衛生センター	78.8%	2,268.0	2,268.0	0.0	480.8	480.8	0.0	
	東工汚水処理場	81.0%	1,590.9	840.2	750.7	302.2	159.6	142.6	
	小 計		3,858.9	3,108.2	750.7	783.0	640.4	142.6	19.5%
越前市	家久浄化センター	76.7%	1,441.0	0.0	1,441.0	335.8	0.0	335.8	
	水循環センター	80.7%	701.3	0.0	701.3	135.4	0.0	135.4	
	今立浄化センター	79.0%	77.4	0.0	77.4	16.3	0.0	16.3	
	小 計		2,219.7	0.0	2,219.7	487.5	0.0	487.5	100.0%
永平寺町	中央浄化センター	84.0%	152.0	2.9	149.1	24.4	0.5	23.9	
	小 計		152.0	2.9	149.1	24.4	0.5	23.9	98.1%
池田町	池田水処理センター	82.5%	140.2	140.2	0.0	24.5	24.5	0.0	0.0%
南越前町	南条浄化センター	82.7%	196.4	0.0	196.4	34.0	0.0	34.0	
	河野浄化センター	84.5%	57.2	0.0	57.2	8.9	0.0	8.9	
	小 計		253.6	0.0	253.6	42.9	0.0	42.9	100.0%
越前町	朝日浄化センター	82.7%	279.2	279.2	0.0	48.3	48.3	0.0	
	宮崎浄化センター	84.1%	1.9	1.9	0.0	0.3	0.3	0.0	
	織田浄化センター	85.2%	210.1	210.1	0.0	31.2	31.2	0.0	
	小 計		491.2	491.2	0.0	79.8	79.8	0.0	0.0%
美浜町	美浜町浄化センター	83.8%	361.7	0.0	361.7	58.6	0.0	58.6	100.0%
高浜町	高浜町せーらぎランド	77.8%	617.9	0.0	617.9	137.2	0.0	137.2	100.0%
おおい町	名田庄東部浄化センター	85.0%	465.0	0.0	465.0	69.8	0.0	69.8	100.0%
若狭町	三方浄化センター	87.0%	312.5	0.0	312.5	40.6	0.0	40.6	
	海越浄化センター		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	三宅浄化センター	86.5%	133.7	0.0	133.7	18.0	0.0	18.0	
	熊川浄化センター		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	小 計		446.2	0.0	446.2	58.6	0.0	58.6	100.0%
五箇川公共下水道事務組合	五領川浄化センター	68.4%	909.2	0.0	909.2	287.3	0.0	287.3	100.0%
計		平均 78.5%	36,301.6	5,669.4	30,632.3	7,805.3	1,140.7	6,664.6	84.4%

(3) 福井県内の下水道事業の概要 (公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道)

令和6年12月末現在

自治体名	事業名	処理場名	排除方式	上段	都市計画決定	都市計画	下水道法	全 体 計 画				事 業 計 画		事業計画	現有池数 ／ 事業計画池数	下水道法	事業着手
				処理方式	告示日	事業認可	事業計画	計画人口	計画面積	計画処理能力 (日最大 m3/日)	計画人口	計画面積	処理能力 (日最大 m3/日)	事業計画 工 期 (年度)		年度 (事業着手 年月)	
				下段	都市計画事業	工 期	協議										
				処理開始年	認可日	(年度)	完了日										
福井市	公共	境浄化センター	合 流	標準活性 S34. 4	R6. 2.29 R6. 10.1		R6. 10.1	41,960	852.0	23,800	45,770	852.0	23,800 23,800	17カ 4／4			S23 (S23.4)
	公共	日野川浄化 センター	分 流 合 流	標準活性 S60.10	R6. 2.29 R6. 10.1	S23-R12	R6. 10.1	157,450	4,352.0	128,800	159,500	4,174.0	128,800 128,800	17カ 20／20	S23-R12	S55 (S55.7)	
	公共	流域下水道関連 (福井第1～3処理分区)	分 流	流域 S62. 6	R3. 3.16 R3. 3.23	S58-R7	R3. 3.23	20,650	679.0	76,200	19,970	679.0	76,200	九頭竜川浄化 センター	S58-R7	S58 (S58.10)	
	特環	鹿島浄化センター (鹿島・国見)	分 流	○ D H10. 4	— —	—	R2. 4.24	1,580	107.0	1,100	2,390	107.0	2,300 2,300	1／1	H4-R6	H4 (H4.11)	
	特環	美山 浄化センター	分 流	○ D H20. 6	— —	—	R2. 4.24	930	62.0	500	1,240	54.0	600 600	2／2	H9-R7	(H15.12)	
	公共	清水東部 環境センター	分 流	○ D S48. 8.20	R2. 3.16 R2. 8.18	S46-H36	H30.11.14	2,610	146.0	1,500	3,430	146.0	3,100 3,100	3／3	S46-H36	S46 (S46.4)	
	特環	清水西部 環境センター	分 流	○ D H 6. 3.31	— —	—	R2. 4.24	2,660	96.0	1,800	2,950	96.0	1,970 1,970	1／1	S62-R6	S62 (S62.10)	
	計							0 227,840	— 6,294.0	— 157,500	0 235,250	— 6,108.0	160,570 160,570				
敦賀市	公共	天箭 浄化センター	分 流	高度処理 S58. 7.1	R6. 10. 1 R6. 10. 1	S49-R9	R6. 10. 1	55,860	2,430.0	39,250	47,780	1,618.0	39,250 37,575	6／7	S49-R9	S49 (S49.10)	
小浜市	公共	小浜 浄化センター	分 流	標準活性 H 3. 3.30	R5. 3.24 R5. 8. 1	S58-R9	R5. 8. 1	19,600	829.0	11,700	19,200	752.0	11,700 11,700	2／2	S58-R9	S58 (S59.2)	
大野市	公共	大野市下水 処理センター	分 流	○ D H15. 4	H30. 3. 9 H30. 3. 9	H 8-H37	H30. 3. 9	20,200	917.5	11,000	21,050	902.8	9,000 6,000	2／3	H 8-H37	H 8 (H8.7)	
勝山市	公共	勝山 浄化センター	分 流	標準活性 S60. 6.1	R5. 3.22 R5. 3.22	S51-R9	R6.12.24	16,290	1,078.0	14,500	18,110	962.0	14,500 14,200	4／5	S51-R9	S51 (S52.2)	
鯖江市	公共	鯖江市環境 衛生センター	分 流	標準活性 S58. 6.1	H25.2.26 R4.3.22	S49-R10	R4.3.22	52,600	2,494.0	39,000	51,080	2,090.0	39,000 39,000	6／6	S49-R10	S49 (S49.10)	
	特環	公共関連特環	分 流	鯖江市環境衛生センター —	— R4.3.22	H 16-R10	R4.3.22	—	—	—	—	—	—	鯖江市環境 衛生センターへ	H 16-R10	H 17	
	特定	東工 汚水処理場	分 流	建設費負担 S49.10.3	H25. 2.26 R4.3.22	S40-H10	R4.3.22	—	12.0	8,600	—	12.0	8,600 8,600	1／1	S40-R10	S40 (S40.4)	
	計							52,600	2,506	47,600	51,080	2,102.0	47,600 47,600				
越前市	公共	家久 浄化センター	分 流 合 流	標準活性 S55.8	R6. 3.12 R6. 3.12	S45-R10	R6. 3.12	32,100	1,160.0	19,200	32,700	1,130.0	19,200	4／4	S45-R10	S45 (S45.4)	
	特環	公共関連特環	分 流	家久浄化センター H11.3.31	— R6. 3.12	H 8-R10	R6. 3.12	6,000	212.0	—	6,000	212.0	—	家久へ	H 8-R10	H 8	
	公共	水循環 センター	分 流	○ D H21.9.1	R6. 3.12 R6. 3.12	H11-R10	R6. 3.12	13,000	636.0	6,750	12,900	600.0	6,750 4,500	2／3	H11-R10	H12	
	公共	今立 浄化センター	分 流	嫌気好気ろ過法 H17. 3.28	R6. 3.12 R6. 3.12	H12-R10	R6. 3.12	5,300	250.0	2,300	5,400	250.0	2,300 2,300	4／4	H12-R10	H12 (H12.5)	
	計							56,400	2,258.0	28,250	57,000	2,192.0	28,250 26,000				
あわら市	公共	流域下水道関連 (芦原第1～6処理分区)	分 流	流域 S59. 7.21	H8.3.22 R3.3.23	S54-R7	R3.3.23	—	671.0	九頭竜川 流域	4,442 10,550	671.0	計画決定 H15.12. 5	九 頭 竜	S54-R7	S54 (S55.2)	
	公共	流域下水道関連 (金津第1～4処理分区)	分 流	流域 S60.10.1	S63.6.29 R3.3.23	S56-R7	R3.3.23	—	831.6	全体計画 (3市)	15,150 15,150	831.6	下法認可 H28.2.10	川 浄 化 セ ン タ 	S56-R7	S56 (S56.6)	
坂井市	公共	流域下水道関連 (三園第1～6処理分区)	分 流	流域 S57. 7.1	H15. 7.31 R3. 3.23	S48-R7	R3. 3.23	—	931.2	計画人口 21,262	16,848 21,150	931.2	計画人口 21,262	川 浄 化 セ ン タ 	S48-R7	S48 (S48.5)	
	公共	流域下水道関連 (丸岡第1～2処理分区)	分 流	流域 H 1. 1.26	R3. 3.23 R3. 3.23	S59-R7	R3. 3.23	—	1,066.5	流域のみ 119,960	26,640 26,640	1,066.5	流域のみ 128,950	川 浄 化 セ ン タ 	S59-R7	S59 (S59.5)	
	公共	流域下水道関連 (春江第1～6処理分区)	分 流	流域 S62.4.20	H18. 1.31 R3. 3.23	S57-R7	R3. 3.23	—	723.4	計画面積 5,458.9	23,180 23,180	723.4	計画面積 5,458.9	川 浄 化 セ ン タ 	S57-R7	S57 (S57.5)	
	公共	流域下水道関連 (坂井第1～7処理分区)	分 流	流域 H 1.4.1	H 8. 3.27 R3. 3.23	S59-R7	R3. 3.23	—	561.1	処理能力 76,200	11,510 11,510	561.1	処理能力 76,200	川 浄 化 セ ン タ 	S59-R7	S59 (S59.12)	

令和 6 年 12 月末現在

自治体名	事業名	処理場名	排除方式	上段	都市計画決定	都市計画	下水道法	全 体 計 画			事 業 計 画		事業計画	現有池数 ／ 事業計画池数	下水道法 事業計画 工 期 (年度)	事業着手 年度 (事業着手 年月)	
				処理方式	告示日	事業認可	事業計画	計画人口	計画面積	計画処理能力 (日最大 m3/日)	計画人口	計画面積	処理能力				
				下段	都市計画事業	工 期	協議										事業計画
				処理開始年	認可日	(年度)	完了日	人	ha		人	ha	(日最大 m3/日)				
五領川 処 理 区	五領川 公共下水道組合 (組合施工)	公共 坂井市	五領川	分 流	標準活性	H 2. 8.24	S53-R7		1,440		計画汚水量	1,440		3/3	S53-R7	S53 (S54.2)	
		公共 永平寺町							3,210	162.0	1,784	3,325	159.0				
			浄化センター		S58. 4.1	R3. 3.23		R3. 3.23	5,240		計画汚水量	5,240					
		計						1,950	143.7	1,688	2,055	117.3					
	永平寺町	公共	五領川浄化センター	分流	標準活性	H 3.11.26	H 4-H35		6,680		計画汚水量	6,680			H 4-R7	H 4 (H4.11)	
									5,160	305.7	3,472	5,380	276.3				
	五領川浄化センター計								7,800	226.2	4,501	7,990	214.1				
永平寺町	特環	中央 浄化センター	分 流	回転生物接触	H30.11.14										S53-R7	S55	
					S62.4.10	R3. 3.23		R3.3.23	3,890	186.0	2,721	4,690	186.0		2/2		
美浜町	公共	美浜町 浄化センター	分 流	O D	H 6. 3. 4	H 1-H22			1,810			1,240			H 1-R9	H 1 (H2.3)	
					H 7. 4. 1	H16.9.7		R4. 3.29	5,700	362.6	3,700	5,790	332.7		2/2		
池田町	特環	池田水処理 センター	分 流	O D	—	—			1,100			1,100			H 5-H37	H 5 (H5.11)	
					H11. 3.31	—		H31. 3.26	2,040	127.0	1,640	2,135	127.0		2/2		
南越前町	特環	南条 浄化センター	分 流	POD	—	—									S63-H17	S63 (S63.10)	
					H 5. 3.31	—		R5.12.22	2,140	87.0	1,380	2,620	87.0		2/2		
	特環	河野 浄化センター	分 流	O D	—	—			640			880			H 7-H14	H 7 (H7.6)	
					H12. 3.31	—		R5.12.22	480	38.6	1,840	480	38.6		1/1		
	計								640			880					
									2,620	125.6	3,220	3,100	125.6				
越前町	公共	朝日 浄化センター	分 流	標準活性	R4.4.12	S53-R 7									S53-R 7	S53 (S53.11)	
					S61. 3.1	R4.3.28		R4.3.28	5,033	432.0	6,000	6,537	429.0		3/4		
	特環	公共関連特環	分 流	朝日浄化センター	—	—									H 24-R 7	H 24	
					H 26. 4. 1	—		R4.3.28	1,446	92.0	—	710	33.0		朝日へ		
	公共	織田 浄化センター	分 流	O D	R4.4.12	H 1-R 7									H 1-R 7	S63 (H1.2)	
					H 6.10.25	R4.3.28		R4.3.28	1,745	187.0	3,600	2,383	187.0		2/3		
	特環	公共関連特環	分 流	織田浄化センター	—	—									H 6-R 7	H 6	
					H 8. 6.28	—		R4.3.28	2,643	181.0	—	2,548	141.0		織田へ		
	特環	宮崎 浄化センター	分 流	O D	R4.4.12	S59-R 7									S59-R 7	S59 (S59.12)	
					H 1. 4.1	R4.3.28		R4.3.28	—	—	930	—	—		2/2		
	計																

（４）福井県における下水道の歴史

本県の下水道事業は、昭和２３年（１９４８年）に初めて福井市において公共下水道事業が始まり、昭和３４年（１９５９年）に供用開始しています。令和４年（２０２２年）度１２月末現在、県内全ての市町で下水道が整備され、供用を開始しています。

年 度	福 井 県	市 町 村 ・ 組 合
1948（昭和23年）		・県内で初めて、福井市が公共下水道事業に着手する。〔4月〕
1959（昭和34年）		・福井市が公共下水道事業で境浄化センターを供用開始する。〔4月〕
1970（昭和45年）		・武生市が公共下水道事業に着手する。〔4月〕
1971（昭和46年）		・清水町が公共下水道事業に着手する。〔4月〕
1973（昭和48年）	・福井臨海工業地帯（テクノポート福井）で、特定公共下水道事業に着手する。〔10月〕	・三国町が公共下水道事業に着手する。〔5月〕
1974（昭和49年）		・敦賀市、鯖江市が公共下水道事業に着手する。〔10月〕
1977（昭和52年）		・勝山市が公共下水道事業に着手する。〔2月〕
1978（昭和53年）	・九頭竜川流域下水道事業に着手する。〔2月〕 （福井市、三国町、芦原町、金津町、丸岡町、春江町、坂井町）	・永平寺町が特定環境保全公共下水道事業に着手する。〔4月〕 ・朝日町が公共下水道事業に着手する。〔11月〕
1979（昭和54年）	・北川・南川流域別下水道整備総合計画について大臣同意を得る。〔5月〕	・五領川公共下水道事務組合（丸岡町、松岡町）が設立され、公共下水道事業に着手する。〔2月〕
1980（昭和55年）		・芦原町が流域関連公共下水道事業に着手する。〔2月〕
1981（昭和56年）	・九頭竜川流域別下水道整備総合計画について大臣承認を得る。〔9月〕	・金津町が流域関連公共下水道事業に着手する。〔6月〕
1982（昭和57年）	・（財）福井県下水道公社が設立される。〔6月〕 ・九頭竜川流域下水道事業で九頭竜川浄化センターが供用開始する。〔7月〕	・春江町が流域関連公共下水道事業に着手する。〔5月〕
1984（昭和59年）		・小浜市が公共下水道事業に着手する。〔2月〕 ・丸岡町が流域関連公共下水道事業に着手する。〔5月〕 ・坂井町が流域関連公共下水道事業に着手する。〔12月〕 ・宮崎村が特定環境保全公共下水道事業に着手する。〔12月〕
1988（昭和63年）		・南条町が特定環境保全公共下水道事業に着手する。〔10月〕
1989（平成元年）		・織田町が公共下水道事業に着手する。〔2月〕
1990（平成２年）		・美浜町が公共下水道事業に着手する。〔3月〕
1992（平成４年）		・松岡町が公共下水道事業に着手する。〔11月〕

年 度	福 井 県	市 町 村 ・ 組 合
1993（平成 5年）		・高浜町が公共下水道事業に着手する。〔9月〕 ・三方町、上中町が特定環境保全公共下水道事業に着手する。〔12月〕 ・池田町で、過疎代行下水道事業に着手する。〔11月〕（～H11まで）
1994（平成 6年）	・九頭竜川流域別下水道整備総合計画（第1回変更）について大臣承認を得る。〔1月〕	・名田庄村で、過疎代行下水道事業に着手する。〔2月〕（～H12まで）
1995（平成 7年）		・河野村で、過疎代行下水道事業に着手する。〔6月〕（～H12まで）
1996（平成 8年）	・九頭竜川流域下水道事業に北潟湖流域が編入される。〔8月〕	・大野市が公共下水道事業に着手する。〔7月〕
1997（平成 9年）		・美山町がフレックスプランで特定環境保全公共下水道事業に着手する。〔12月〕
1998（平成10年）	・福井県下水道整備構想を策定する。〔2月〕 ・若狭湾流域別下水道整備総合計画について大臣同意を得る。〔10月〕	
1999（平成11年）		・県内で初めて高浜町で、高度処理の処理場が供用開始する。〔4月〕 
2000（平成12年）	性能評価のモデル事業となった移動式脱水汚泥乾燥車（おおい町：旧名田庄村） 	・今立町が公共下水道事業に着手する。〔5月〕 ・汚泥処理施設共同整備事業（MICS）により、名田庄村が移動式汚泥脱水乾燥車の整備に着手する。〔10月〕
2001（平成13年）		・特定下水道施設共同整備事業（スクラム）で、美浜町と三方町がゴミとの混焼施設建設に着手する。〔5月〕
2002（平成14年）	・九頭竜川流域別下水道整備総合計画（第2回変更）について大臣承認を得る。〔1月〕 ・福井県汚水処理施設整備構想を策定する。〔3月〕 ・福井県下水汚泥処理総合計画を策定する。〔3月〕	
2004（平成16年）		・九頭竜川流域関連市町の芦原町、金津町が合併によりあわら市となる。〔3月〕 ・福井豪雨により、下水道施設に多大な被害が発生する。（福井市、鯖江市等）〔7月〕
2005（平成17年）		・南条町、今庄町、河野村が合併により南越前町となる。〔1月〕 ・朝日町、宮崎村、越前町、織田町が合併により越前町となる。〔2月〕 ・上中町、三方町が合併により若狭町となる。〔3月〕 ・武生市、今立町が合併により越前市となる。〔10月〕 ・大野市、和泉村が合併により大野市となる。〔11月〕

年 度	福 井 県	市 町 村 ・ 組 合
2006（平成18年）		・福井市、美山町、清水町、越廼村が合併により福井市となる。〔2月〕 ・松岡町、永平寺町、上志比村が合併により永平寺町となる。〔2月〕 ・大飯町、名田庄村が合併によりおおい町となる。〔3月〕 ・三国町、丸岡町、春江町、坂井町が合併により坂井市となる。〔3月〕 ・福井市下水道総合浸水対策緊急計画について大臣同意を得る。〔8月〕
2008（平成20年）	・九頭竜川流域下水道事業の再評価を実施し、全体計画を11系列から9系列に変更する。 	・福井市下水道総合浸水対策（月見・みのり地区）が完成。〔3月〕 ・鯖江市下水道総合浸水対策緊急計画（東工地区）について大臣同意を得る。〔3月〕 ・福井市合流改善計画について大臣同意を得る。〔3月〕
2009（平成21年）		・越前市水循環センター一部供用〔9月〕 ・越前市合流改善計画について大臣同意を得る。〔3月〕
2010（平成22年）	・新・福井県污水处理施設整備構想を策定する。〔3月〕	
2012（平成24年）	・福井県下水道公社が財団法人から公益財団法人に移行する。〔4月〕 ・九頭竜川流域下水道事業において消化ガス発電施設の整備に着手する。〔7月〕	・污泥処理施設共同整備事業（MICS）により、福井市が消化ガス発電施設の整備に着手する。〔11月〕
2013（平成25年）	・九頭竜川流域下水道事業において消化ガス発電施設の供用を開始する。〔3月〕 	・污泥処理施設共同整備事業（MICS）により、福井市が消化ガス発電施設の供用を開始する。〔3月〕 
2014（平成26年）	・九頭竜川流域下水道事業において水処理施設第8系列の供用を開始する。〔10月〕	
2015（平成27年）	・九頭竜川流域下水道事業において全体計画を9系列から8系列に変更し、実質的な施設整備が完了する。〔2月〕	
2019（令和元年）	・福井県内の污水处理施設整備の現状と見通し（2019）を策定する。〔7月〕	
2020（令和2年）		・福井市が個別補助事業（加茂河原ポンプ場大規模雨水処理施設整備事業）に着手する。〔4月〕
	・「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」・「災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定」を福井県および17市町・1事務組合が一括で締結。〔6月〕	

年 度	福 井 県	市 町 村 ・ 組 合
2022（令和4年）		・福井市が個別補助事業（足羽ポンプ場大規模雨水処理施設整備事業）に着手する。〔4月〕 ・敦賀市が個別補助事業（松島ポンプ場大規模雨水処理施設整備事業）に着手する。〔4月〕
	・「福井県汚水処理広域化・共同化計画」を策定する。〔3月〕	
2023（令和5年）		・福井市が加茂河原ポンプを供用開始する。〔3月〕
2024（令和6年）		・越前市が汚泥処理共同化事業により、し尿・浄化槽汚泥と下水汚泥の共同処理を開始する。〔4月〕
	・県営の水道用水供給3事業（坂井用水、日野川用水）および流域下水道1事業、特定公共下水道1事業（テクノポート福井）、17市町、1事務組合（五領川）の全22事業者が「上下水道耐震化計画」を策定する。〔1月〕	



福井県土木部河川課

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

TEL : 0776-21-1111 (内線 3474・上下水道整備・管理グループ)

0776-20-0503 (ダイヤル・上下水道整備・管理グループ)

E-mail : gesuidou@pref.fukui.lg.jp

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/>

令和7年3月
